



組合消防スクールズ  
「りゆうじょうぼく」

第  
102  
号

2018.10

構成市町  
大洲市  
内子町

# 広域消防 おおづ



7月7日、大洲市に甚大な被害をもたらした、「平成30年7月豪雨」により被災された方々の、一日も早い復旧・復興と併せて、夏休みに子供たちの心に楽しい思い出を作ってあげ、笑顔のままでいられるよう願いを込めて、「笑顔のまんま夜市」が8月25日喜多小学校グラウンドにて行われました。

大洲地区広域消防事務組合  
ホームページから、申請・  
届出の様式をダウンロード  
できます

<http://ozu119.jp/>



8月19日に実施した救急法講習会の様子

災害の規模が大きくなればなるほど、行政の対応力は微力となります。「自らの安全は、自らが守る」これが防災の基本です。自宅などで家族が怪我をした場合、最も早く処置できるのは身近にいるあなたです。こうした応急手当などを自分の手で行い、自身や家族を助ける備えと行動を「自助」と呼びます。

震災のような広域災害では、地域の防災機関である消防や警察などは、すべての災害現場に出動する」とはできません。「自分達の町は自分達で守る」これが地域を守る最も大切なことであり、地域を守ることは自分を守ることにも繋がります。災害時に円滑に行動するには、普段から地域の交流が大きな力になり、このような近隣の皆さんと協力して地域を守る備えと行動を「共助」と呼びます。

最近はこのような「自助・共助」の活動を学ぶため、「防災士」の資格を取得される方も多く、応急手当に必要な救命講習を消防署で受講される方も増えています。

大洲消防署では、毎月第3日曜日に救急法講習会を開催しています。

講習内容は、普通救命講習として約3時間「心肺蘇生法・AEDの取扱い・止血法」などを行います。受講料は無料でどなたでも参加できます。講習案内を、当組合のホームページにも掲載していますので是非ご観ください。

## ★★ 救急法講習会開催 ★★

# 小規模な飲食店にも 消火器具の設置が義務化

### 【改正の背景】

平成28年12月22日に発生した新潟県糸魚川市の大規模火災を受けて消防法令が改正され、小規模な飲食店にも消火器具の設置が義務付けられました。

### 【対象となる飲食店】

火を使用する設備や器具が設けられている飲食店（IH調理器は除きます）

例..コンロ・フライヤー・かまど・オーブン・カセットコンロなど

※ただし、次のいずれかの装置が設けられている場合は消火器具の設置義務はありません。

○調理器に**調理油過熱防止装置**が付いている。

○火災を自動的に感知し、消火薬剤を放出する**自動消火装置**が設置されている。

○その他の危険な状態の発生の防止及び発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置が付いている。

### 例..**圧力感知安全装置**

※鍋等からの吹きこぼれにより火が消えた場合に、ガスの供給を停止してガス漏れを防止する**立ち消え防止安全装置**は該当します。

### 【参考】 【注意点】

2019年10月1日から義務化となります。



### 飲食店

火を使用する  
設備又は  
器具がある?



はい

設置義務あり

いいえ

設置義務なし

総務省消防庁から消火器具点検アプリが提供されています。(無料)  
「App Store」や「Google play」で「消火器具点検アプリ」と検索の上、ダウンロード可能です。

## 大和地区自主防災組織訓練実施

8月26日(日)の午前中、大和ふれあい広場において、大和地区自主防災組織の訓練が行われました。訓練には、約190名が参加し、救急法、煙体験、土のう作成、消火器取扱い及び地震体験等を行いました。

大和地区自主防災組織会長大石定さんから訓練に対する想いをコメントしていただきました。



会長 大石 定 さん



煙体験の様子



地震体験の様子

私たちの住んでいる大和地区は、過去に大和川の氾濫による災害が発生しています。「平成30年7月豪雨」では、幸い大きな被害はありませんでしたが、土石流の発生も懸念されます。様々な灾害に備え、大和地区自主防災組織では、毎年訓練を行っています。訓練は、平成18年から行っていますが、訓練を行つたおかげで火災の際初期消火に成功したとの声も聞いたことがあります。

災害に対する知識及び技術を身に付け、災害が発生した際、少しでも被害の軽減に繋がるよう、今後も訓練を続けていきたいと思います。

No. 44  
スの団  
一斉防  
リが消  
シわ消

## 方面隊との連携強化

内子町消防団 五十崎方面隊  
五十崎分団 分団長 西田一朗

内子町消防団は、3方面隊（内子方面隊、五十崎方面隊、小田方面隊）で構成され、五十崎方面隊の団員数は190人、うち五十崎分団は55人の団員がいます。団員のほとんどは会社員であり、日中は五十崎地区以外の場所で勤務している者も多いことから災害発生時に対応が遅れることを心配しています。

五十崎分団は、過去に消防操法大会大洲喜多地区大会の小型ポンプ操作の部で第2位となり、愛媛県大会に出場しました。県大会でも4位に入賞し、その後の消防団活動に大変役に立ちました。次回出場する消防操法大会も全力で取り組み、良い結果を目指します。

また、五十崎分団は、小田川に接した樋門を3箇所担当しています。「平成30年7月豪雨」の時、樋門操作にあたる団員は町民の安心安全に心がけ、その他の団員は、土のう作りや積載車での巡回を行いました。方面隊間の連絡は、トランシーバーやグループLINEを活用し連携のとれた活動ができたと思います。

「平成30年7月豪雨」では、今までにない被害に見舞われました。SNSを活用し、大洲市や野村町の被害情報はすぐにわかり、大変役に立つましたが、訓練を行つたおかげで火災の際初期消火に成功したとの声も聞いたことがあります。

災害に対する知識及び技術を身に付け、災害が発生した際、少しでも被害の軽減に繋がるよう、今後も訓練を続けていきたいと思います。

消防団組織で方面隊体制ならではの活動・行動ができる事は沢山あると感じています。これからは、団員の勧誘はもとより、機械器具点検、火災・水害を想定しての訓練等を実施し、内子町民が安心安全に暮らせるために消防団活動をしていきたいと思います。

しかし、それが使えなくなつたときは、今まで築いてきた方面隊活動の横つながりが大切



です。活動後の反省会や懇親会はかり、意見を交換して情報を各部に伝達し、スマーズな活動ができる体制を築いて行きたいと思います。

平成30年7月22日、五十崎

# 秋季全国火災予防運動

『忘れてない?  
スマホに サイフに  
火の確認』



全国統一防火標語

家庭で・地域で。  
職場で火災予防

火災が発生しやすい季節を迎える例の秋の火災予防運動が11月9日から11月15日までの一週間、全国一斉に行われます。

わが国における住宅火災による死者は、毎年およそ一千人近く発生しており、その約7割を高齢者が占めています。

このことから住宅火災による高齢者を中心とする死者の発生を減少させることを目的に、当消防では火災予防運動週間中の行事として、「火気の適正な取扱い指導」「住宅用火災警報器の設置・維持管理指導」「一般家庭への防火訪問」「車両や防災行政無線による防火広報等」を行うこととしています。

火災から尊い命や大切な財産を守るために、一人ひとりが防火の重要性を感じ、火災を起こさないよう日々の生活において防火対策を実践していくことが大切です。

## 消防設備士試験（第2回）

お知らせ

【試験日時】平成31年1月6日（日）午前10時

【試験会場】松山市 愛媛大学

【受付期間】書面申請

平成30年11月11月5日（月）から平成30年11月15日（木）まで  
平成30年11月12日（金）09時から11月12日（月）17時まで

【問合せ先】書面申請

■書面申請 2089-932-8808  
■電子申請 20570-07-1000

## 危険物取扱者試験（第3回）

【試験日時】平成31年2月9日（土）

【試験会場】松山市 愛媛大学

【受付期間】書面申請

平成30年12月12月17日（月）から平成30年12月20日（木）まで  
平成30年12月17日（月）17時から

■問合せ先  
■書面申請  
□電子申請  
☎ 089-932-8808  
☎ 0570-07-1000



7月3日(火)～5日(木)

大洲署にて平野・新谷中学生による職場体験学習を行いました。



6月29日(金)

長浜新港にて組合職員による水難救助訓練を行いました。



6月19日(火), 20日(水)

肱川の河川敷にて組合職員による安全運転技能研修会を行いました。

## カメラリポート



## 大洲喜多休日夜間急患センター

診療科目	「内科」初期救急
診療時間	平日・土曜 午後8時～午後11時 日曜・祝日 午前9時～午後6時
電話番号	(0893) 23-1156

平成30年10月発行 発行・編集 大洲地区広域消防事務組合  
〒795-0012 愛媛県大洲市大洲1034-4  
代 表 ☎ 24-0119 大洲消防署 ☎ 24-0119  
総 務 講 ☎ 24-2666 長浜支署 ☎ 52-0119  
予 防 課 ☎ 24-2667 川上支署 ☎ 34-2851  
警 防 課 ☎ 24-2668 内子消防署 ☎ 43-0119  
小田出張所 ☎ 0892-52-3292

ホームページ <http://ozu119.jp/>

※ 当直病院の交替(木曜日の昼間と夜間の交替以外)は、担当曜日最後の翌朝8時30分です。

救急病院案内 (0893)24-7000		
曜 日	病 院 名	電話番号
月・火	市立 大 洲 病 院	(0893) 24-2151
水	加 戸 病 院	(0893) 44-5500
木	昼間 大 洲 記 念 病 院 ( 8:30 ~ 17:30 )	(0893) 25-2022
	夜間 市立八幡浜総合病院 ( 17:30 ~ 8:30 )	(0894) 22-3211
金～日	大 洲 中 央 病 院	(0893) 24-4551